# 大名家在坂役人と上方銀主・その交流と交渉

# ―天保飢饉時の秋田藩を通して ―

### はじめに

豪商鴻池善右衛門家に仕え、自身もその分店を経営する両替商であった草間伊助(直方)の大名金融論の一つに「むたこと草」という一文がある。これは、一九世紀のはじめに草間が熊本藩の勘定方役人に宛ててある。これは、一九世紀のはじめに草間が熊本藩の勘定方役人に宛ててあら、藩財政・借財の在り方について論じた内容となっている。その結論に近い部分で草間は、藩の重職たちは、借金の依頼などは店の主人相手にするものと考えているが、主人などはいわば看板のようなもので意のままになる事は少ない。むしろ老練な手代などと語れば、銀談のほかのままになる事は少ない。むしろ老練な手代などと語れば、銀談のほかにも他藩の事情や藩政のヒントになるようなことも得ることができる、としたうえで、次のように述べている。

守江も披露におよひ申ス事にて、文花文面をかざらす出会之仁物ニ話等悉ク出役の銘々に書記し、帰国之砌重役迄差出ス事にて、又太江之歩行或ハ振舞・料理迄、其余日々来客・諸国珍事様々の雑談雑記を被仰付候事常例にて、其地逗留中銀談用向掛ヶ合ハ勿論、他所或東国諸侯方之内臨時に大坂表江出役被仰付候砌ハ、其もの江必日

### 金森正也

無諂書記し、其余ハ詩文章紀行なとハ決而不入、右之通銘々悉ク書

記し被申候

ある東国の大名の例としつつ、大坂詰役人に対して、銀談のみならず、出かけた場所・振舞や料理の内容・諸国の出来事など様々な雑談までを記録させ、帰国の後藩主に提出させることが肝要だと指摘しているのである。草間の指摘は、当時においても多様な情報の獲得とそれを的確に用いることの重要さを語っているが、そのことは同時に、現在において私たちが研究する際の素材としても重要であることを示しているともいれたちが研究する際の素材としても重要であることを示しているともいれたちが研究する際の素材としても重要であることを示しているともいれた方が、現職の人に対して、銀談のみならず、

案は、ここで草間が指摘しているような情報が書き込まれた史料が現存する。それは、一八世紀末から一九世紀初めにかけて秋田藩の勘定奉行を勤めた介川通景(通称東馬)という人物の日記である。介川は、文化九年(一八一二)から天保九年(一八三八)まで二六年という長きにわたって勘定奉行を勤めたが、その間五度の大坂蔵屋敷詰を経験し、蔵元や掛屋、館入として藩と関係のあった上方銀主たちとの交流・交渉の元や掛屋、館入として藩と関係のあった上方銀主たちとの交流・交渉の元や掛屋、館入として藩と関係のあった上方銀主たちとの交流・交渉の元や掛屋、館入として藩と関係のあった上方銀主たちとの交流・交渉の元や掛屋、館入として藩と関係のあった。この時期、藩政において重要な役割をはたした

務に通じ、重職たちの評価も高かったといえよう。あった例はない(途中、銅山奉行・能代奉行などを兼務)。それだけ財と転役を経験する場合が多く、介川のように一貫して勘定奉行の職に下級能吏は少なくないが、そのほとんどは勘定奉行・郡奉行・評定奉行

介川の日記の内容は、まさに草間が指摘するように、上方銀主との交外を、銀談のみならず、日常的な交流・親睦、相互の振舞、支配人・手足掛け四年にわたって大坂詰を経験している。その間の日記は一一冊にあることに比すれば、これだけで藩政にとっての同年の特異性を読冊であることに比すれば、これだけで藩政にとっての同年の特異性を読品であることに比すれば、これだけで藩政にとっての同年の特異性を読品であることに比すれば、これだけで藩政にとっての同年の特異性を読が基本的に私的なものとして記されたと考えられる。

るということに注目するからである。に他にも複雑な事情がからみ、銀主たちの意識が個々に明瞭に現れてくる。それは、日記自体の充実度の問題もあるが、この間には後述のようから同五年に至る、いわゆる天保飢饉時の動向に限って検討素材とすつの課題を設定する。なお、臨時調達銀の交渉については、天保三年末

な主従関係を結んでおり、以下では館入という語句を用いることとする。い。なお、上方における秋田藩の銀主の多くは、館入として藩と擬制的しての在り方以外の要素の有無を考え、両者の関係性について検討したある部分を掘り起し、貸借関係をめぐる両者の中に、債権者と債務者と以上の作業によって、通常「大名貸」と呼称される取引関係の基層に以上の作業によって、通常「大名貸」と呼称される取引関係の基層に

### 銀主との日常的な交流

### 1 酒宴の様子

のほか、 それらの廻船の無事皆着を祝う会、蔵屋敷の鎮守である稲荷神事なども 門の名代)が囲碁好きであったことから、定期的に碁会が開かれている。 そこでは酒席をともなうことが多かった。このほか、 には多くの館入が挨拶に訪れた。このほか、 文末に文政九年(一八二六)一年間の主な酒席をまとめておいた。元日 ては、大坂市中で行われる祭礼(戎参詣 に始まる蔵開きなどの行事はいうまでもなく、 日記から、銀主たちとの日常的な交流を概観しておく。参考として、 御雇船の初見分、 その航海の安全を祈願する「万度会」、逆に ・住吉参詣・天満宮祭礼など) 蔵元の塩屋惣十郎 盆や節句、 定期的なものとし また毎月朔望

庄兵衛 後年、 加嶋屋 会には、 住吉屋・わた屋など、行きつけの茶屋での酒宴となっている。これらの 多数の館入が招かれ酒席が設けられた。多くの場合、後半は、 も加わる。以下に、酒席のいくつかを事例としてみておきたい (孫左衛門は病気のため代理は惣十郎) これに辰巳屋 (長田) 作兵衛(以下加作と記す) とその支配人らが常連である。 (以下鴻庄と記す) やその支配人・手代、また、館入として豪商 鴻池(山中)新十郎 (和田)久左衛門や千種屋(平瀬)九十郎らの一統 (以下鴻新と記す)・塩屋 の両蔵元のほか、掛屋の鴻池 (梶川) 孫左衛 冨田屋

加えて「三家」と称し、特別な待遇をしている。一月九日、まず道頓堀 ろうかという「稀代之大女」を招き、「いつれも歓を極めけいこなとを 移して二次会となる。芸子十七人のほか、 奉納し、その後茶屋での酒宴となった。七つ頃場を住吉屋という茶屋に とも変わるところがなく、 度会」といい、これは二月十九日と決まっていた。内容はほとんど両者 う。この年の実施日は三月十日である。 ども行われている。その後、 員である。相撲取を雇って一行の先に立て、群集を避けたとある。 る。参加者は三家の主と支配人・手代、それと秋田藩蔵屋敷詰の役人全 の冨田屋という茶屋に集まって軽く酒と食事をとり、参詣に出かけてい 加作の三家による振舞であった。ちなみに、秋田藩は、両蔵元に加作を まず、 冨田屋へ戻り、芸子なども呼び酒宴となった。恒例として富くじな 天保四年三月十日の事例から、廻船皆着の祝儀振舞をみてみよ 文政十年(一八二七)の戎参詣の事例である。これは両蔵元と 住吉大社に祈願あるいは謝意を示して神楽を さらに席を他に移して酒宴をはっている。 無事皆着を祈念する行事を「万 見せ物で評判の二八貫目はあ その

どふにあけ大さわき也」という状態である。

しかし、酒宴は、常にいきなり「無礼講」のような状態になるわけではない。儀礼的な酒席では、一定の次第に則ったやり取りが行われる。 忠五郎が登坂した際、三家の主催で歓迎の酒席が設けられた。場所は島 忠五郎が登坂した際、三家の主催で歓迎の酒席が設けられた。場所は島 之内の冨田屋で、両者とも肩衣を着用している。屋敷側からは、介川・ 之内の冨田屋で、両者とも肩衣を着用している。屋敷側からは、介川・ である。

の間一 る。 膳する。焼物(鯛)と三の膳が出されるときには、鴻新が兆子を持って 川の前に進み出て介川の盃を頂く。支配人がこれに続き、全員が同様の 各席を回る。その間台に載せられた肴を作兵衛が皿に取って配ってくれ るじが配膳する。二の膳は、各家の支配人が差し出し、他へは仲居が配 ことを繰り返す。これが終ると膳が供される。介川と成田に対してはあ はじめに吸物と酒が出され盃事が始まる。最初は、三家のあるじが介 これがすむと休憩となり、 また吸物が出され、支配人らが酒を注いでまわる。これが三献であ くわし・こふり砂糖なともり、かさり台也、 ツならへ、其上へキヤマンの器へあわもり・美淋酒等いろく~肴 花大小三拾瓶はかり活あり、中座ニハもふせん之上江朱ぬりの卓三 一階に案内されると、そこでは次のような接待が準備されていた。 全員が袴を取って着流し姿となる。少し 最早燭を点し候、 庭二

しばらくして書院へと場所をかえ、芸子六人・役者四人が呼ばれてあら而数十百之蛍を放し飛かふさまいとすゝしく清興を催候

いている。
ためて宴となった。介川は「諸事丁寧成事ニ候へき」と日記に感想を書

ていたと考えられる。

以上からわかるように、実に細かい作法に則って進められている。日以上からわかるように、実に細かい作法に則って進められている。日以上からわかるように、実に細かい作法に則って進められている。日以上からわかるように、実に細かい作法に則って進められている。日以上からわかるように、実に細かい作法に則って進められている。日

### 2 さまざまな交流のかたち

また文政十二年(一八二九)八月十二日の記事には、近く大坂を離れ

候」という気の配られようであった。

敷ニ而三献之盃事、着替等いたし候所ニ而本膳二膳等、惣而丁寧成事ニ敷ニ而三献之盃事、着替等いたし候所ニ而本膳二膳等、惣而丁寧成事ニる介川の送別会として三家が芝居見物を催している。その際には、「桟

催二而屋敷人数一同本道寺村深田佐平太之庭一見二参候、 を中心とする館入たちと同伴で、数日にわたって京都祇園会の見物に出 り冨田やへ参候」(文政十年閏六月十七日)というように、川船を用(5) 塩屋惣十郎催ニ而八ツ半頃より舟行、両人とも近江辺舟ニ而迎ニ参候 り帰舟ニ而夜ニ入住吉屋へ参候」(文政九年十月二十日)、「鴻池新十郎 桜宮辺へ舟行」(文政九年三月十二日)、「五ツ時以前より播磨屋仁兵衛(宮) かけている。 迄不残、八兵衛・七之助も参候、松ヶ鼻辺ニ而納涼、 清八・幸八・平蔵・太蔵・与七郎・寿之助参候、 た納涼や花見などの振舞も設けられている。文政十年の六月には、 このほか、「かしまや弥十郎参候ニ付申合、 定八も誘引、 此方ハ御屋敷人数局住 網なと為打、 (中略) 夫よ 夕かたより 夫よ

ちで保たれていたのである。また、このような関係があればこそ、後述う緊張感を含みながらも、平常は懇親を深める場を常に大切にするかた」以上のように、藩の蔵屋敷と銀主との関係は、貸す側・借りる側とい

し合いで問題の解決を図る努力がなされたのである。するような巨額の臨時調達という事態に遭遇しても、たがいの知恵の出

### 3 酒席の意義

持していけるかという観点からの確認という意味もある。しかし、 (一八三二) 十一月六日の記事の一節である。 以上に重要なことは、情報の交換という点であろう。次は、天保三年 の側には、 関心をもち、 るかという関心、一方は相手を債務者として信頼し続けてよいかという 者と債務者の関係であるから、 思い浮かぶことは、 関係性を考えるうえで、 体的事例は、 ここで、以上紹介したような酒席の意義を考えてみたい。これらの具 大名側と同様に、これまでの関係を維持したい、あるいは維 それ自体興味深い素材を提示してくれるが、大名と銀主の それを相互に確認し合うということである。もちろん銀主 両者の親睦と関係性の確認ということがある。 いくつかの重要な要素を含んでいる。ただちに 一方はこれまでの経済的援助を期待でき それ 債権

文中の弥十郎とは、加作家の支配人である。「御仕法」とは、秋田藩

る。 切った借銀の返済方式で、 席の最中に介川に告げている。このように、 しく御座候なと酔中申候」(天保三年十月四日)と、これも茶屋での 故何と也被仰渡候も可有之、 言を記したものである。これによれば、弥十郎は、来年が仕法の期限で する役割を負って登坂したのである。右はそのことについての弥十郎の たっていたが、藩はすでにその継続を決定していた。介川はその依頼を きって執行されたものであった。天保四年はその期限が切れる年にあ が文政十二年に、上方の銀主全員に対して半ば強制的に依頼して押し は適切なアドバイスを得る場でもあった。 の思惑が交差し、情報を含めて相手方の出方を探り、また場合によって の継続というかたちで依頼すれば大丈夫だろうと助言しているのであ あること、銀主たちにはできれば一朱ほど利足を上げてさらに五年ほど く元の状態にもどるとは誰も考えてはいないこと、鴻庄も同様の考えで あることから介川あたりが登坂するものと推測していたことを告げ、 から五朱へ利下げ)を内容とするもので、その時点から五年の期限を その鴻庄も、この仕法の継続について、「御仕法一統御年限明之事 元銀の据置きと大幅の利下げ 其節ハ一統ニ準し候事ニ而幾年ニ而もよろ 酒席は銀主側・大名側相互 (多くは月八朱 全

ば多いほどよかった。酒席は、新たな商人との知己を得る場としても有期待されるわけではないから、藩にとっては関係をもてる銀主が多けれがわかる。複数の館入がいても、経済的事情によって思い通りの援助ががわかる。複数の館入がいても、経済的事情によって思い通りの援助ががわかる。複数の館入がいても、経済的事情によって思い通りの援助が満によって思い通りの援助が調ける。

而出会催候 川東兵衛詰中より別名前を以銀五拾貫目さし出居候、今晩わたやニ鴻池伊兵衛と申もの善右衛門之別家ニ而相応分限之ものニ候所、森効であった。たとえば、文政九年(一八二六)十二月十九日の記事に、

からも確認できる。ただし、これは実現していない。
ものへ手よりを以申込候わけ有之候」(文政十年二月一日)とあること後の記述に「此間鴻池善右衛門御館入二いたし度、段々支配人百助と申藩が鴻善への接近をはかったものとして注目される。この件については、とある。鴻池善右衛門はいうまでもなく大坂随一の豪商で、これは秋田

二付参候様申渡候も九十郎おり被招候ハ始之義、懇意ニ相成居不申候而ハ不相成わけも九十郎より被招候ハ始之義、懇意ニ相成居不申候而ハ不相成わけ・大吟味役武兵衛・甚五兵衛・瀬兵衛も参候、武兵衛勤遠慮ニ候へと

付」という理由で同席させたというのである。館入との酒席の場を重要崎武兵衛は遠慮中であったが、「懇意ニ相成居不申候而ハ不相成わけニつまり、千種屋の方から初めて招待があった。その際、吟味役の小野

なものと認識していたことがわかる。

としての役割をはたしたのである。
に、臨時調達を依頼するうえで、酒席を含む普段からの交流は、潤滑油、と藩側の信頼関係を確認する場でもあった。さらに、以下に述べるようまた新たな銀主を獲得する場合にも重要な役割をはたした。また、銀主以上のように、酒席は、館入らから様々な情報や助言を得る場であり、以上のように、酒席は、館入らから様々な情報や助言を得る場であり、

# 三 天保三年の凶作対策としての調達銀と「借財仕法」の継続

される。

される。

たに述べたように、ここでは天保三年から五年にかけての時期、いわ

と、前述した「借財仕法」の継続の依頼である。段階である。この時の交渉課題は、天保三年の凶作対策用の調達依頼段階である。この時の交渉課題は、天保三年の凶作対策用の調達依頼まず、天保三年(一八三二)八月から天保四年七月あたりまでが第一

飢饉対策としての臨時調達銀は、介川にとっても館入らにとってもまさまの作が確実になったとの連絡が届く。介川はそのまま、新たな臨時調大凶作が確実になったとの連絡が届く。介川はそのまま、新たな臨時調大凶作が確実になったとの連絡が届く。介川はそのまま、新たな臨時調法を検討したうえでの登坂であったのに対して、天保四年の大凶作・渉案を検討したうえでの登坂であったのに対して、天保四年の大凶作・渉案を検討したうえでの登坂であったのに対して、天保四年八月から同五年の五月あたりまでが第二段階である。

ければならなくなる。この章では、第一段階の交渉過程を検討する。に想定外の事態であったということである。介川はその対策に奔走しな

### 交渉の前提

れば、問題はないだろうとアドバイスしていた。
に交渉の場に持ち出すか、ということであった。前節ですでにみたように、加嶋屋弥十郎(加作支配人)は、介川の登坂とその思惑を察していに、加嶋屋弥十郎(加作支配人)は、介川の登坂とその思惑を察していた。そのうえで、利足を一朱ほどあげて、以後五年の継続と条件を緩めた。そのうえで、利足を一朱ほどあげて、以後五年の継続と条件を緩めた。そのうえで、利足を一条ほどあげて、以後五年の継続とように、加嶋屋があります。

たい旨を語った。これに対して定八と弥十郎は次のように意見を述べた。 とを明かし、 飯米の手当も考慮すると、一四○○貫目ほどの臨時調達が必要であるこ 藩の実情を語ったうえでとるべき方法を相談した。ここで介川は、今年 あった。天保三年十二月一日、 介川が最初に相談相手に選んだのは、 (天保三年) が非常の凶作であり甚大な減収が予測され、窮民たちへの 括交渉して銀主たちの了解を得ることは難題であると認識していた。 かし、 程之御調達不被遊候得ハ不相成趣、尚向後如何様御不時被為有間敷 よろしく相成、 之いやしきものニ御座候得ハ少したりとも御弛御座候得ハ大ニ人気 上減少等被仰付候ハ、向後之御用弁相欠可申、 今回は臨時調達との抱き合わせであり、 借財仕法については、さらに利足を一朱さげての継続とし 又々御用御勤候様相成可申候、 両名を屋敷に招き、吟味役を同席させ、 加作家の支配人、定八と弥十郎で 介川は、この両方を 既ニ当然千四百メ目 町人と申ものハ心

出し候様と申様二被仰候得ハ大ニ気受よろしく御座候出し候様と申様二被仰候得ハ大ニ気受よろしく御座候乱し元利何年割を以可被返下とか申様二被成置候而、別段三朱二御直し元利何年割を以可被返下とか申様二被成置候而、別段三朱二御直とや・千草や・はりまや等取合、たとへハ五万両何年割こん之外辰巳や・千草や・はりまや等取合、たとへハ五朱、五朱之ものものニも無之、因而此度ハたとへハ四朱之ものハ五朱、五朱之ものものニも無之、因而此度ハたとへハ四朱之ものハ五朱、五朱之ものものニも無之、因而此度ハたとへハ四朱之ものハ五朱、五朱之もの

今後もいかなる臨時の御用があるかもしれず、今回はなんとしても一ちであった。なお、借財仕法継続の件は、来年一杯で考えればよいとしちであった。なお、借財仕法継続の件は、来年一杯で考えればよいとしちであった。なお、借財仕法継続の件は、来年一杯で考えればよいとしちであった。なお、借財仕法継続の件は、来年一杯で考えればよいとしている。

政コンサルタントのような役割をはたしていると言ってよい。 大田 (十二月六日)と述べている。ここでは、加作家の両支配人は、藩の財化法、御売工のは、この時介川は定八に藩財政にかかわる帳簿を貸し出た。「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足奉恐入候、ヶ様ニ御座候得ハ迚も御て、「段々拝見仕候所莫大之御不足を以引継と被仰候外有之ましく」 (以て、世島のメッセンジャー役である吉文字屋久米蔵を招いて、借財仕法継続の問題を相談している。十二月三日)。吉文字屋は、一朱でも利息を上げて継続を依頼するのを上策、これまで通りを中策、一朱でも利息を上げて継続を依頼するのを上策、これまで通りを中策、一朱でも利息を上げて継続を依頼するのを上策、これまで通りを中策、これに対して介川は、調達銀を申しかけたあとでは仕法の件はどうなるよいとし、「夫二御構無之御調達之事を先ニ御頼如何」と助言している。これに対して介川は、調達銀を申しかけたあとでは仕法の件はどうなるだろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、だろうと心配してみせたところ、「其節ハ何と也被仰不申候得ハ不相成、

候段申聞候」(十二月七日)と、ほぼ同様の助言をしている。限明之事故当秋作見居之上と申事ニ被仰候而もいたし様も無之事ニ御座通明年ハ其ま、ニ而よきわけ故、もし何とか申上候ハ、夫ハ午年より年掛屋である鴻庄にも同様の相談をしているが、「扨御仕法之事ハ仰之

方がよいとしながらも、次のように述べている。せてきたのである。これについて加嶋屋弥十郎は、三家を呼んで伝えたいま一つ、大坂への廻米の問題があった。国許からは二万石減と知ら

たし可然やと申候処ハ、是ハ一向不遅事ニ御座候得ハ御調達之事計座候得ハ其義第一之御事ニ奉存之段申事ニ候、尚仕法之事ハ如何い家之もの何とも申上候事は有之ましく候、御国元御益ニ相成事ニ御御回米之義ハ一円被相止御国払ニ被成置候而可宜、左様被遊候迚三

を可申上なと申聞笑ひ候事ニ候(十二月十四日) 地来候わけニ御座候、其余ハ何とか被成かたも可有之、作兵衛義ハ出来候わけニ御座候、其余ハ何とか被成かたも可有之、作兵衛義ハ出来候わけニ御座候、其余ハ何とか被成かたも可有之、作兵衛義ハ出来候の可然、尤御書取御渡之方可宜候(中略)差当三家其外辰巳屋・り被仰可然、尤御書取御渡之方可宜候(中略)差当三家其外辰巳屋・

ろうと助言している。る。そして、具体的に主な館入の名をあげて、予定の額の調達は可能だる。そして、具体的に主な館入の名をあげて、予定の額の調達は可能だ国元の利益を優先し、今は調達のことを重視すべきだと助言してい

のうち、 う。 鴻新で、 でこれも了承させている。こうして、他の館入らの分も合わせ、 年七朱 (七誓) 七ヶ年割返済の案であった。続いて十八日には辰巳屋 (五 示された条件で了解する旨を届けている。もっとも難航したのは蔵元の れを受け入れている。館入となって間がないことを考慮したものであろ 池庄兵衛(四〇〇貫目)と、 ○○貫目)、十九日には室谷 達銀を依頼した。一家六○○貫目、三家あわせて一八○○貫目、 日には三家の支配人らを召喚して、 ある鴻庄との相談を経て具体化していったことがわかる。これに意を強 加嶋屋定八・弥十郎、浜方(堂島)では吉文字屋久米蔵、そして掛屋で くした介川は、十五日にさっそく三家への「演説書」を作成し、翌十六 以上のように、臨時調達銀と借財仕法継続の問題は、 鴻庄は、銀高についてはその場で了承し、 千草屋は利息について月七朱 経営難渋が主な理由であったが、納銀期日に幅をもたせること 個別に対面し、 (四○○貫目)・千草屋 (五○○貫目)・ 国元の凶作とその対策費としての調 (〇・七智) を主張し、 調達銀を依頼している。こ 辰巳屋も二十一日には提 加作家の支配人 介川はこ 天保四

年の二月中には四〇九五貫目の調達の約諾を得たのであった。

### 2 「借財仕法」の継続

するのがよいと助言している る。しかしそれが無理ならば書簡の往復でよいからそれを済ませ、 限や返済についてあらためて約束のお言葉を頂くのが上策と指摘してい また、堂島の吉文字屋久米蔵は、どなたかが登坂のうえ謝辞を述べ、期 主たちの気受けもよろしかろうと述べている(天保四年二月二十六日)。 主たちは内心考えている、できれば仕法の規定をいくばくか緩めれば銀 に新調達を依頼したことで、 た。これについて加嶋屋定八と弥十郎はの回答は次のようである。すで はできれば彼らの在坂中に依頼して、各銀主の承諾を得たいと考えてい 冨田治兵衛と吟味役の山崎甚五兵衛が帰国することになっており、 保四年(一八三三)一杯で考えればよいと助言していたが、近く同役の この問題についてはすでに見たとおり、 仕法も継続されるであろうことは大方の銀 加嶋屋弥十郎や吉文字屋が天 依頼 介川

継続の条件については、吉文字屋は、浜方は五年期限でなければ承知とないだろうと回答したが、浜方の中心である室谷仁兵衛が「私ニ御座屋の鴻庄については、「仕法引継之事ニ付内々得と申談候所如何様無御屋の鴻庄については、「仕法引継之事ニ付内々得と申談候所如何様無御屋の鴻庄については、「仕法引継之事ニ付内々得と申談候所如何様無御屋の鴻立については、「仕法引継之事ニ付内々得と申談候所如何様無御屋の鴻立については、「仕法引継之事ニ付内々得と申談候所如何様無御屋の鴻立については、吉文字屋は、浜方は五年期限でなければ承知

当主宛であり姓が用いられた正式な依頼書である。
中(鴻池)新十郎・梶川(塩屋)孫左衛門・長田(加嶋屋)作兵衛と、の家老の書簡を渡している。後者は、家老三名の連署状で、宛所は、山の家老の書簡を渡している。後者は、家老三名の連署状で、宛所は、山以上のように、加作家を中心に、主な銀主への根回しが一段落すると、以上のように、加作家を中心に、主な銀主への根回しが一段落すると、

# 四 天保四年の凶作・飢饉と臨時調達銀の交渉

予感を伝える報告が国元から届くようになる。

### 1 大凶作の予兆

而電又ハ霰ふり、八日二も霰ふり候而一通ならぬ荒つ、き、迚も立直し 一○万石の確保を指示してきたのである。さらに同役金易右衛門からの 社信では、「御同役ハ四歩内外之見込二候へとも小子考ハ弐歩五リン之 私信では、「御同役ハ四歩内外之見込二候へとも小子考ハ弐歩五リン之 ならし無覚束」(九月七日)とし、すでに北の丸と四ツ小屋の御備蔵の ならし無覚束」(九月七日)とし、すでに北の丸と四ツ小屋の御備蔵の ならし無覚束」(九月七日)とし、すでに北の丸と四ツ小屋の御備蔵の ならし無覚束」(九月七日)とし、すでに北の丸と四ツ小屋の御備蔵の ならし無覚束」(九月七日)とし、すでに凶作という事態をこえて、 の流人多数という状況が語られていた。すでに凶作という事態をこえて、 の流人の兆しが明らかとなっていた。

### 2 久能山御手伝普請

よそ一万石につき一四〇〇両とみて三万両の費用を算出している。 宮御霊屋等御修覆御用」で、江戸詰勘定奉行成田忠五郎の報告では、おいた。正式には「久能御宮其外并三州大樹寺・松応寺・鳳来寺・瀧山御より久能山御手伝普請の通達があったことを知らせる御用状が大坂に届国元の天候不順の知らせがもたらされているさなかの八月四日、江戸

弥十郎が次のように語っているのは注目される。戸、一万両を国元で都合する腹積もりであると答えた。これについて、介川の心積りを訪ねている。このとき介川は、三万両のうち二万両を江翌五日、この知らせを得た加嶋屋定八・弥十郎がただちに駆けつけ、

有御事ニ候へとも、外様之御振合ハか様之時ニハたとへ御用無之候自然両御表ニ而御都合相成事ニ候得ハ御館入ともニハ此上も無之難

と申候 申事ニ候へき(八月七日、一文字空きは闕字) 可仕候、此度位之事ハー人ニ而御用受仕候而もよろしき事ニ候なと 候と申之筋ニ相成居候所何ソ之御願等被仰立候ニも響よろしく、 候得ハ何事も引受相勤可申、 も此方もちニ被成候ふり合ニ候なと申候、 候而も相勤不申候而ハ不相成ものニ候、 し一円御調達なしと相成候而ハ余り結構過 而も多少御調達被付候事ニ候、 (中略) 御館入ともハ右様御用之節ハたとへ打続候ニいたし あなた様ニも御長寿可被遊、 両都ニ而調達よふく〜上納もいたし 外様ハ先ツ半分又ハ三ヶ弐 尚私自由二相成様二罷成 公辺之聞ひも却而如 私も長寿

では、いくらかは調達の依頼をせよ、そうでないと幕府にどのような場合は、いくらかは調達の依頼をせよ、そうでないと幕府にどのように受けいる。さらに注目したいのは、幕府からの公役が課された場合、どのようなごとをしても援助するのが館入の務めだとも言っている。このような認識を、銀主としての見栄あるいはたんなるレトリックとして切り捨な認識を、銀主としての見栄あるいはたんなるレトリックとして切り捨な認識を、銀主としての見栄あるいはたんなるレトリックとして切り捨る商人の自己認識のあり方を検討する必要があるように思われる。なお、人能山御手伝普請については、大凶作を理由として幕府に容赦願いが出入能山御手伝普請については、大凶作を理由として幕府に容赦願いが出入的自己認識のあり方を検討する必要があるように思われる。なお、る商人の自己認識のあり方を検討する必要があるように思われる。なお、る商人の自己認識のあり方を検討する必要があるように思われる。なお、のよりは、以降の年賦による納入を可とする指示を得て急場を凌いでいる。

### 3 再度の調達銀交渉

全くの想定外の事態だったという点である。なうしかない。だが、重要なことは、天保三年の凶作対策とは異なり、の買米を指示してきたが、もちろん、その資金は大坂での調達銀でまか大凶作は確実と知らせてきた九月六日の段階で、国元からは一○万石

は国元からの着任を待って行いたい旨を伝えている。 ものでなければ銀主を納得させることはできないと主張し、 名を登坂させると伝えてきたが、 巳屋・鴻庄らにも同様のことを伝えている。藩は、 を知らせ、調達銀が必要であることを伝えた。十九日には、千草屋・辰 というのであろう。翌十七日、 相場や大坂市中の飯米にも影響をあたえることを考え、調達を優先せよ 之事不被仰付御調達之筋被仰可然申候」とある。大量の買米となれば、 買米については、「拾万石程買下之事ニ成候趣も申候所、外へハ御買米 そのほかの懇意の銀主にも追って相談すべきであるという助言があり、 で十六日、 及相談候所、 随而莫大之御調達二可相成、 九月十四日の記事に、「弥十郎参候ニ付、 した。記事によれば、具体的な案は出ていないが、まず三家に相談し、 この問題を介川が最初に相談したのは、やはり加嶋屋弥十郎であった。 定八と弥十郎が揃って屋敷に来たので、 恐入、いつれ定八申合罷出可申上申事ニ候」とある。 御買米等も不被成候得ハ不相成趣を以極密 介川は三家の支配人を呼び、 介川は国元の実情を詳しく説明できる 秋田非常之作二相成申来候筋 再度このことを相談 江戸から勘定奉行一 正式な依頼 国元の状況 つい

いこと、莫大な銀高なので到底自分たちだけでは決定できないことを指を相談している。二人は、一〇万石の米は容易に買上げできる量ではな同二十一日、ふたたび加嶋屋定八と弥十郎を屋敷に呼び、今後の方策

なかった(九月二十一日)。 集めて相談すべきだと提案した。これに対し介川は、まず一軒ずつ支配 集めて相談すべきだと提案した。これに対し介川は、まず一軒ずつ支配 なかった(消新・塩屋)・辰巳屋・千草屋・鴻庄・室谷らを一堂に 満し、両蔵元(鴻新・塩屋)・辰巳屋・千草屋・鴻庄・室谷らを一堂に

この後各家との交渉は年末に至るまでの長丁場となった。そうしたないで、いち早く秋田藩の求めに応じたのは辰巳屋であった。九月二十五かで、いち早く秋田藩の求めに応じたのは辰巳屋であった。九月二十五かで、いち早く秋田藩の求めに応じたのは辰巳屋であった。九月二十五の意向であったろう。さらに辰巳屋は、一〇月一日、二〇〇貫目を追加して承諾する旨を申し出てきた。支配人の佐助・長兵衛は、これまで加して承諾する旨を申し出てきた。支配人の佐助・長兵衛は、これまで加して承諾する旨を申し出てきた。支配人の佐助・長兵衛は、これまで加して承諾する旨を申し出てきた。支配人の佐助・長兵衛は、これまで加して承諾する旨を申し出てきたが二万両をこえる額を御請けしたことは一度もなく、幕府からも二万両の御用金を申し付けられたことはあるものの、一万両を納めた後屋敷が類焼にあい、残りは納めずに終わったと語っている。さらに、

申申上候 中申上候得ハ御含ニも被為成候様御内命も有之候ニ付右を相待不 早く申上候得ハ御含ニも被為成候様御内命も有之候ニ付右を相待不 早く申上候得ハ御含ニも被為成候様御内命も有之候ニ付右を相待不 以 東内ニハ無程御出役様も被為在候事ニ付いか様之義被仰出ましきも 其内ニハ無程御出役様も被為在候事ニ付いか様之義被仰出ましきも

ろうから、その節またどのような依頼もあるかも知れない故、その時にとも語っている。ここでは、そのうち国元からどなたかが登坂するであ

天保四年十月二十四日、介川は三家に対して正式に再度の調達銀依頼天保四年十月二十四日、介川は三家に対して正式に再度の調達銀依頼

万人の生命にかかわること、幸い院内銀山をはじめとして領内鉱山が隆粥や雑飯を食していること、一〇万石の米を国元に廻送できなければ数とより米・雑穀を加工した食品は菓子に至るまで禁止し、貴賤の別なく「演説書」は長文であるのでここでの引用は控えるが、凶作に至った

(十月二十四日)。
(十月二十四日)。
を行全員連印のほか、家老全員の奥印署名をすることなどを述べているること、返済は来年暮より五か年割とし、利息は以後相談して決定するること、返済は来年暮より五か年割とし、利息は以後相談して決定するを行全員連印のほか、家老全員の奥印署名をすることなどを述べている。

### 4 交渉の行方

実際、 十九日)。 秋田藩とだけの付き合いを続けてきたが、 がってきた者ゆえ、他の銀主のように大家の館入などは務めずひたすら 新十郎は、「御用之義一円御断申上候心底ニハ無之、幾久敷相勤申度之 蔵元としての役割を返還したいとまで申し出る始末であった。それでも を示している(十月七日)。同じく蔵元の塩屋は、元来鉄商売で成りあ 義申上候迄も無之」と、秋田藩との親密な関係を維持したいという意向 や仙台藩も今回の飢饉で返済方は一円御断りと伝えてきたことをあげ でいるので、全くの言い逃れの口上だったとはいえない。また、弘前藩 かった状態であり、家宝としてきた美術品や重器類を売りに出して凌い たばかりであり、今回は要望に応えられない旨を伝えていた。介川は 鴻新家は、経済的に窮迫しており、支配人を通して窮状を訴えていた。 ·肝要之御蔵元両人とも右之振合心痛之至ニ候」と記している(十月二 しかし、交渉は思うように進まなかった。とりわけ蔵元の一人である 鴻新の場合、 新十郎の代になって諸帳面を改めたところ予想しな この春高額の調達にお応えし

加嶋屋(加作)はどうであったか。次の一文をみてみたい。

御座候、 成不申様仕度候へとも如何可有之御座候哉、 之心得ニ御座候 思召候而も御聞置も可有之候へとも、此度之事ハ不容易筋ニ付其ほ 様罷成、 御やしき様之事をおして申候と、夫等之事も皆聞不申候得ハ不相成 候様申候へとも是も以後ニ障り候筋も有之いかんともいたしにく、 弥十郎恐入店かた之義も日々申合いろくくと心配仕居候へともいま と如何可有之候哉、 た一向よりかね、よふく〜年中之所丈御受申上可然なと申事ニ相成 外々江出居候ものともニもいろく〜御頼入をもち居候得ハ 此上ハ常体ニ候ハ、不繰合之趣を以申上候ハ、合点なんと 何卒明春之処取合御受申上度、 一月 日 40 何とも申上かた無之と申を以一統へ私相頼可申 a 責而辰巳屋より低く相 b 定八ハ作兵衛ニ為申

識が垣間見られて興味深い。 立中、「店かた…いまた一向よりかね」「外々江出居候ものともニもいろ御頼入をもち居候得」とある点が注意される。すなわち、加作家には名類の支配人・手代がいるのだが、彼らは定八・弥十郎同様に、それぞれ出入の大名家を抱えていたからそれぞれの思惑があるため、ただちにお論が出ないというところだろう。傍線⑤の部分はとくに留意すべきで、店方の決定と主人作兵衛の意志とは別物と意識されている。秋田藩で、店方の決定と主人作兵衛の意志とは別物と意識されている。秋田藩で、店大の決定と主人作兵衛の意志とは別物と意識されている。秋田藩で、店大の決定と主人作兵衛の意志とは別物と意識されている。秋田藩に大臣屋の額を下回らないよう努力したいと言っている。したがってした辰巳屋の額を下回らないよう努力したいと言っている。したがってした辰巳屋の額を下回らないよう努力したいと言っている。したがってから、受諾を前提としていることがわかるとともに、館入同士の意識が垣間見られて興味深い。

> 死の交渉を続け、最終的には三〇〇貫目の調達を了承させている。 米いたし候とか又ハ銅代ニ而も引当候而もよろしくなと申候」として必 手伝」の名目として二〇〇貫目ならば融通可能とまで態度を軟化させた。 手伝」の名目として二〇〇貫目ならば融通可能とまで態度を軟化させた。 手伝」の名目として二〇〇貫目ならば融通可能とまで態度を軟化させた。 大川は、「御手元之事ハ外と違御館入事も浅く候得ハ別段引当として回 がいたし候とか又ハ銅代ニ而も引当候而もよろしくなと申候」として必 がいたし候とか又ハ銅代ニ而も引当候而もよろしくなと申候」として必 がいたし候とか又ハ銅代ニ而も引当候而もよろしくなと申候」として必 がいたし候とか又ハ銅代ニ而も引当候而もよろしくなと申候」として必 がいたし候とか又ハ銅代ニ而も引当候而もよろしくなと申候」として必 がいたしくなと申候」として必 がいたしば、支配人らを通じて「当春之所身本不応出

展方の室谷(播磨屋)との交渉も難航した。当主仁兵衛は病気を理由 に、まったく姿をみせず、息子次郎助や支配人権之助を通しての交渉で あった。やはり、春先に多額の依頼にお応えしたので今回は御免願いた いというのが室谷の対応であった。ただ、この度の御国の実情は理解で たように室谷仁兵衛は、かつては介川と和楽の合奏をして楽しむなど、 たように室谷仁兵衛は、かつては介川と和楽の合奏をして楽しむなど、 たように室谷仁兵衛は、かつては介川と和楽の合奏をして楽しむなど、 たように室谷仁兵衛は、かつては介川と和楽の合奏をして楽しむなど、 たまうに室谷仁兵衛は、かつては介川と和楽の合奏をして楽しむなど、 たまうに室谷に兵衛は、かつては介川と和楽の合奏をして楽しむなど、 たまった。それでも交渉を続け、最終的に室谷は二〇〇貫 目で折り合っている。

も三家と同様の「演説書」を渡し、依頼をしている。左衛門・升屋源左衛門・難波屋太助・伊勢屋藤四郎・鍵屋五兵衛などに以上のほか、近江屋休兵衛・加嶋屋三郎兵衛・山下八郎兵衛・奥田仁

### 5 家老小野岡大和の登坂

つまった十一月二十五日である。加嶋屋弥十郎は、これに警戒心を抱い国元から家老小野岡大和登坂の知らせが届いたのは、天保四年もおし

ないが、 これは、 晦日)。 では、 る。 屋も給米にかえて高二〇〇石、 三四)二月二十二日に大坂に着いた。到着後まず実施された褒賞の授与 らなる調達銀の腹案を携えてのものだった。 賞・賞言を与え、一層の出精を促すということもあったが、実際にはさ 十郎の警戒はもっともで、 れるのがよいのではないかと意見している(天保四年十一月五日)。 も嵩むことなので江戸にとどまられ、買米などについてのご指示を出さ たらしく、 加作が高一〇〇石加増、 両蔵元に対しては時服の授与にとどまったのと対照的である。 これまでの出精の度合いに応じたものであることはいうまでも 小野岡到着後の援助の期待値をも示しているとみることもでき 御家老が登坂なされてもこれ以上のことはできない、 小野岡の登坂は、館入たちの出精に対して褒 千草屋に二〇人扶持が与えられた(二月 鴻庄が扶持米にかわり高一〇〇石、 小野岡は、天保五年 滞在費 <u></u> 八 辰巳 弥

定八も弥十郎も抗議の意を込めて、次のように述べている。調達銀を目的としていることを明らかにした。これに対して、さすがに三月四日、三家の支配人を前に、今回の登坂はさらに七五〇〇貫目の

被成下候様仕度申事ニ御座候 被成下候様仕度申事ニ御座候 を成下候様仕度申事ニ御座候 を成下候様仕度申事ニ御座候 を成下候様仕度申事ニ御座候 を成下候様仕度申事ニ御座候 を成下候様仕度申事ニ御座候 を成下候様仕度申事ニ御座候 を成下に をのこれ無之、何分ニも宜御勘考 を成下候様仕度申事ニ御座候 をのこれ無之、何分ニも宜御勘考 を成下候様仕度申事ニ御座候 をのこれ無之、何分ニも宜御勘考 を成下候様仕度申事ニ御座候 をのこれ無之、何分ニも宜御勘考 をのこれ無之、何分ニも宜御勘考

ともお応えのしようがない、と態度を留保している(三月十八日)。要求があって、これにお応えしなければならず、秋田様のご依頼には何の支配人佐助は、江戸大火のために土佐藩や広島藩など八家から多額のだいっそうの出精を促すにとどめるべきであると指摘している。辰巳屋だいったうの出精を促すにとどめるべきであると指摘している。辰巳屋

居続け、 登坂後、 ピソードに事欠かない人物で、 割の条件で了承したのである(三月二十日)。鴻庄は、 示す典型的な事例といえよう。 て鴻庄の意志は決まっていたと思われる。酒席を等閑視できないことを 承したのが、前記のとおり二十日であった。すでにこれらの酒席にお 介川らが屋敷に帰ったのは九ツ頃であったが、庄兵衛はそのまま茶屋に 小野岡はじめ、屋敷一統ともに庄兵衛につきあったとある は、「別而庄兵衛其方流儀」とまで言っている(三月十一日)。 五○貫目(ただし内三○○貫目は翌年の繰合次第)を利息月七朱五か年 へ誘い、「左様無之候而ハ出精仕兼候なと達而申候」ため、やむを得ず 小野岡登坂後の要求にいち早く応じたのは、 その投宿先に招いたところ「庄兵衛極酔」となり、 翌日また役人たちを呼び出す始末であった。そして調達銀を了 相談事に酒をともなうことについて介川 鴻池庄兵衛であった。 酒にかかわるエ (同十七日)。 しきりに外 小野岡の 九

了承の意思を伝えてきた。これまで精一杯対応してきたし、凶作や江戸きた。介川はなおの検討を求めるが、「よく~~之事と見候」(三月晦日)きた。介川はなおの検討を求めるが、「よく~~之事と見候」(三月晦日)

大火で諸家からも依頼が多くお断りするしかないのだが、としつつ、

相増候而ハ納方如何ともさし支、無拠五百メ目御請之事ニ仕(下仕候へとも、左候而ハ被仰出之御事よりは余りニ少分之義、左候迚は解座候得ハ一円御断申上候も重畳奉恐入、弐百メ目位もとも申合作併重き 御直書を以被 仰出候趣被為有、且大夫様御出坂之義ニ

略、

字空きは闕字

いる。

「世々之所と相見候、深切十分之段申事ニ候」として満足の意を記しての新規調達はなかったであろう。介川も、この辰巳屋の対応に対し、「実の新規調達はなかったであろう。介川も、この辰巳屋の対応に対し、「実として、五○○貫目の追加調達を承諾したのである。傍線部分は多分にとして、五○○貫目の追加調達を承諾したのである。傍線部分は多分に

また、室谷仁兵衛からも、数度の折衝のうえ二〇〇貫目の承諾を得た(四月十七日)。室谷とは和楽の合奏を通して浜方のなかでは特に懇意の(四月十七日)。室谷とは和楽の合奏を通して浜方のなかでは特に懇意の(四月十七日)。室谷とは和楽の合奏を通して浜方のなかでは特に懇意の市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市申候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市中候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市中候義ニも相成ましく」と了承している(四月十日)。千草屋九十郎市中で表ったが、天保飢饉の調達銀にから、大田が大田がある。

結局、小野岡登坂以後の成果は三六七六貫六○○目であったが(五月

昨日)、六月まで納入される額はその三分の一ほどで、他はその先の納 、六月まで納入される額はその三分の一ほどで、他はその先の納 でいた。こうして、天保飢饉対策としての調達銀一件は一段落すること でいた。こうして、天保飢饉対策としての調達銀一件は一段落すること でいた。こうして、天保飢饉対策としての調達銀一件は一段落すること でいた。こうして、天保飢饉対策としての調達銀一件は一段落すること でいた。こうして、天保飢饉対策としての調達銀一件は一段落すること になる。

### 小括

根回しをする。その後、 ずれの場合も加作家の支配人である加嶋屋定八と弥十郎が大きな役割を 藩の思惑とおりに推移した。後者は、藩及び銀主ともに想定外の事態で 続という要素が加わって交渉は複雑化したが、加嶋屋弥十郎らの尽力で については、一貫して吉文字屋久米蔵がメッセンジャー役を勤め、 はたしている。介川はまず、定八・弥十郎に相談し、 あったから難航し、翌五年の半ばに至ってようやく事態は収束した。こ として実施されたもの、との二つに分けられる。前者は、借財仕法の 千草屋らへの依頼という段取りをとっている。 こで留意しておきたいのは、 三年の凶作対策として計画されたもの―と、 天保四年の凶作対策としての臨時調達銀は、同年前半のもの―実は同 まず三家に案を示し、 計画から収束に至るまでの過程である。 いわゆる天保飢饉 また、 その後、辰巳屋・鴻庄 浜方 彼らは両蔵元への (堂島) への対策 全国

の作柄や米移入の情報をもたらしている。

## 四 館入商人と大名 ―結論にかえて―

秋田藩の場合、館入はおおむね三つのグループに分けることができる。
 一つは、加作家に代表されるように、藩の財政的危機に際して大口の調達を実現してくれるグループである。これには、加作のほか、両蔵元達を実現していない。近江屋・千草屋が含まれよう。第二のグループは、営まれる。第三のグループは、性格は第一のグループとかわらないが、調まれる。第三のグループは、性格は第一のグループとかわらないが、調まれる。しかし、小口とはいっても第一のグループとかわらないが、調さまれる。しかし、小口とはいっても第一のグループと比較してのことであり、たとえば六〇貫目であれば一〇○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、たとえば六〇貫目であれば一○○○両であり、このような融資であり、このような融資であり、このような記録であり、このような記録であり、このような記録であり、このような記録であります。

秋田藩米を買入れている。 株の小括の部分で、館入はよきアドバイザー的な役割をはたしている。 たちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は富永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに利を見出したからであろう。酢屋は嘉永年間にもたちでかかわることに対している。

> の理由もあったろう。 饉のような臨時的な危機状況を克服させなければならないという、 姿勢はあからさまには示していない。この点は、仙台藩の升屋平右衛門 についており、秋田藩にテコ入れする理由は十分にあった。それととも ないかと考えられる。辰巳屋などは鉛の取引を一手に請け負う立ち位置 を幕府から請け負うという点で、潜在的な力量を評価されていたのでは 示する。秋田藩は、米の大坂廻送では三万石と少なかったが、 極的な支援は、彼らの秋田藩に対する評価が比較的大きかったことを暗 に対する姿勢とは異なる。これを含め、加作や鴻庄の秋田藩に対する積(雲) 続を望んでいる。藩も、これを切り捨てて他の商人に乗り換えるという して十分なかたちで応じることができなくなるが、 蔵元であった鴻新家は、文政年間以降財政的に逼迫して藩の要求に対 加作などは秋田藩の養蚕殖産に大口の融資をしていたから、 秋田藩との関係の 長崎廻銅 天保飢 自身

館入が、禄米や扶持米を受けている主家が幕府から御手伝普請などが館入が、禄米や扶持米を受けている主家が幕府から御手伝普請などが高いたことはすでに指摘したが、これは単なるレトリックであろうか。この点にかかわって次にひとつの例を示したい。文政九年(一八二六)十一月十九日、酒席において鴻池庄兵衛が、笑い話として披露した内容である。

理由がまったくわからずお断り申し上げたが金銭借用のことではないとうことがあった。その中には、加作や辰巳屋、また鴻庄も含まれていた。や住友吉次郎をはじめとして大坂の名だたる豪商たちを屋敷に招くといそれによると、当時大坂城代であった水野忠邦が、突然鴻池善右衛門

う。次は、このことについての鴻庄のコメントである。 で後も関東への下向を理由として招かれ、御家紋入の小袖を賜るといたの後も関東への下向を理由として招かれ、御家紋入の小袖を賜るといたの後も関東への下向を理由として招かれ、御家紋入の小袖を賜るといたの後も関東への下向を理由として招かれ、御家紋入の小袖を賜るといたの後も関東への下向を理由として招かれ、御家紋入の小袖を賜るといたの後も関東への下向を理由として招かれ、御家紋入の小袖を賜るといる。幾代となっているが、「西三十三ヶ国之固メを蒙」仰被居候義至而重き事ニ而、万一之いい、「西三十三ヶ国之固メを蒙」仰被居候義至而重き事ニ而、万一之いい、「西三十三ヶ国之固メを蒙」仰被居候義至而重き事ニ而、万一之いい、「西三十三ヶ国之間メを蒙」の神という。次は、このことについての鴻庄のコメントである。

義ニ候所、何之わけもわからぬ内より右様重き御取扱けしからぬ事御屋敷ニ而も御もんもの拝領ハ御館入ニ罷成候而御用等も勤候上之扨々何之わけニ而拝領仕候事やら一向わけかわかり不申、いつれ之

る。鴻庄の結論は次のようである。
は、その大名家に対して一定の信頼の意思を示すことを意味したのであとは擬制的な主従関係にあることを示すものであるが、銀主側からすれとは擬制的な主従関係にあることを示すものであるが、銀主側からすれここで鴻庄は、御家紋入の衣服は館入としての務めを果たしてこそ頂

作兵衛、注引用者)も同様聞ひ候と、のじな、かじ作(加嶋屋御受不申上心得之様、此間も支配人丈助申候へき、かじ作(加嶋屋と、ハ一向わかり不申(中略)辰巳や久左衛門なとハ以来之義決而り候とも何之役ニ立候ものニハ無御座、夫ニ町人を頼ニ御安心な所ニあらす三ヶ国もニチヤクチヤい、出したといふ日にハー御城代三十三ヶ国何ソ之事有之節之御入用とハ仰山な事ニ候、三十三ヶ国

いという意思の表明であろう。対しては、たとえ大坂城代や所司代であろうとも務めをはたす義理はな対しては、たとえ大坂城代や所司代であろうとも務めをはたす義理はな信頼関係を結んだ大名家に対しては出精努力するが、そうでない家に

いたと考えるべきではないだろうか。
このような議論も、介川に対するおもねりに過ぎないとみることはでまる。しかし、すでに指摘した加嶋屋弥十郎の館入の務めにかかわる認識を含めて、そのような議論でこれらを一蹴してしまうことに私は躊躇は、かしろ、館入関係にある大名家に援助をあたえることに私は躊躇といたのような議論も、介川に対するおもねりに過ぎないとみることはでいたと考えるべきではないだろうか。

### 註

3 (1) 草間伊助「むたこと草」(写本)。同史料は、草間が、熊本藩勘定頭の (2) 東山文庫「介川緑堂勤年数」 地域学歴史文化研究センター研究紀要) 第一三号。二〇一九年) がある。 じた研究として、伊藤昭弘「草間直方が語る大名貸の虚実」(佐賀大学 記して謝意を表したい。なお、同史料の内容に踏み込んでその意義を論 文庫」所収のものである。ここでは熊本県立図書館所蔵のものを引用した。 0) は確認されていない。写本の一つは、熊本県立図書館「上妻文庫」 尾崎藤市に送った意見書である。現時点で二種類の写本が存在し、 なお、同史料については、高槻泰郎氏よりご教示をいただいた。ここに 介川東馬の日記は、現在ご子孫にあたる方が所蔵されている。しかし、 「大坂鴻池伊助むた言草」)、今一つは金沢市立玉川図書館所蔵 「度支彙函 (たくしいかん)」写本巻六に収録されているもの 「勤仕書上」による。秋田県公文書館所蔵。 「稼堂 (表題 所収 原本

所蔵者のご厚意により、現在写真本として秋田県公文書館において一般

公開(開架閲覧)されている。

- (4)本稿の問題関心とは異なるが、在坂役人の機能・役割について検討したものとして、泉正人「藩世界と大坂」(岡山藩研究会編『藩世界と近野問題」(荒武賢一朗・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構』岩田書院、二〇一一年)がある。前者は岡山藩の大坂留守居役の対幕府関係の業務の分析を中心とし、後者は、松代藩の在坂役人が、藩庁中枢から一定の距離を保ちながら独自に大坂で活動をおこなっていたことを明らかにしている。
- 能をはたしていたとする指摘に学んだ点は大きい。
  入」商人の機能」(『日本史研究』六一九号。二〇一四年)が、館入が担入」商人の機能」(『日本史研究』六一九号。二〇一四年)が、館入が担にあり、このことに関連して、高槻泰郎「近世中後期大坂金融市場における「館
- (6)「介川東馬日記」九十一〔53〕(25)。同史料の引用は、すべて前掲註(3)の秋田県公文書館の写真帳による。以下「介川」と略記する。注記した数値は、史料名の下の漢数字は介川自身が附した冊子番号、〔 〕 同冊子からの引用が続く場合には、註を立てず本文中に年月日だけを記した。
- 四号、二○一七年)参照のこと。
  ○一四年)、同「秋田藩の上方調達銀運用と館入」(『日本史研究』六六居役と館入―天保飢饉前後の秋田藩と大坂―」(『秋大史学』六○号、二日で年間九○○~一二○○貫目を仕送りしていた。金森正也「大坂留守して発売新十郎・塩屋孫左衛門・加嶋屋作兵衛の三家は、江戸御仕送金と

- (8)「介川」一一三〔75〕(35)。
- (9) 前掲「介川」九十一。
- (10)「介川」九十七〔59〕(28)。
- (11) 前掲「介川」九十一。
- (12)「介川」九十八 [6] (28)。
- (3)「介川」八十九 [5] (24)。
- (14)「介川」九十 [52] (24)。
- (15) 前掲「介川」九十一。
- (16) 前掲「介川」九十。
- [17] 「介川」 一二二 [74] (34)。
- (18) 前掲拙稿、二〇一四年。
- (19) 前掲「介川」一一二。
- (20) 前掲「介川」九十。
- (21) 前掲「介川」九十一。
- (22)「介川」九十二〔54〕(25)。
- (23)「介川」九十六 [58] (27)。
- よび事実については、同史料による。(24)前掲「介川」一一二。以下、とくに断らない限り本文中の史料引用
- (25) 前掲「介川」一一三。
- (26)「介川」一一四〔76〕(35)。
- 稿(二〇一七)を参照されたい。(27)酢屋の藩政批判については論ずべき点が多いが、とりあえずは前掲拙
- (28) 前掲「介川」一一四。
- (29)「介川」一一五 (77) (36)。
- (30) 同右。

31

同右。

- (32)伊藤昭弘『藩財政再考―藩財政・領外銀主・地域経済―』。清文堂、
- (33) 前掲「介川」一一五。
- (34) 同右。
- (35)「介川」一一六 [78] (36)。
- (36) 前掲「介川」八十九。

(37)「介川」一〇五 [67] (31)。

- (38) 前掲「介川」一一六。
- (39) 同右。
- (40)「介川」一一七〔79〕(36)。
- (41) 同右。
- 対応について「何とも力を失候」とある。(42)「介川」一一八〔80〕(37)。天保五年一月二十四日の条には、室谷の
- (43)「介川」一一七。
- よび事実については同史料による。(44)前掲「介川」一一八。以下、とくに断らない限り本文中の史料引用お
- 引用および事実については同史料による。(45)「介川」一一九〔81〕(37)。以下、とくに断らない限り本文中の史料
- (46) 前掲「介川」一一四。
- る。 によると、年不詳であるが、酢屋は鰰干鰕に二〇〇〇両の出資をしてい(垳)渡部斧松文書「干鰕仕入勘定」(斧 -6969)。秋田県公文書館。同史料
- (48) 藤村聡『近世中央市場の解体』清文堂、二〇〇〇年。
- 升屋の支配人である山片小右衛門は、これまでの平右衛門の努力を力説嶋屋作兵衛家への接近を図っている(『仙台市史』近世3)。これに対し、(49) 仙台藩は、天保期に入ると、経済的に衰えの見えた升屋を見切り、加

升屋移代留」。宮城県図書館所蔵)。 し、蔵元と他の館入との扱いを区別すべきだと訴えている(「大文字屋

- (50) 前掲拙稿 (二〇一七年)。
- (51)「介川」八十九。以下の史料引用はこれによる。

(かなもり・まさや 国史研究会会員)

### 〔参考資料〕 表 文政 9 年の酒席など

-	-	<i>h</i>	III ⇒	45 July 47	/Hr -H/
月	H	名 目	場所	参加者	備 考
1	1	元日	屋敷	蔵元・館入、ほぽ全員	
1	4	蔵開	屋敷→わたや	鴻池新十郎·塩屋惣十郎·鴻池庄兵衛·鴻池清八·同幸八·塩屋平蔵·同 平兵衛·加島屋弥十郎·辰巳屋長兵衛·広島屋八兵衛·雑賀屋七之助	
1	5	蔵開	屋敷→住吉屋	播磨屋(室谷)甚兵衛、吉文字屋久米蔵・山下八太郎	
1	6	酢屋甚吉に振舞	住吉屋	酢屋甚吉	甚吉は、堺館入酢屋利兵衛の弟
1	_	年始廻礼	各館入、役所	鴻池新十郎・塩屋惣十郎・大坂屋八右衛門・高岡吉右衛門・山下八郎右 衛門宅にて酒出る	
1	9	戎参詣	冨田屋	塩谷惣十郎・鴻池庄兵衛・鴻池清八・同幸八・加島屋定八・同弥十郎・ 鴻池太蔵・山崎屋与七郎	恒例。鴻池・塩屋・加島屋三家の主催。 角力・芸子など呼び、富くじ。
1	12	住吉参詣	あじろ屋	塩谷惣十郎・同平蔵・平兵衛・加島屋定八・同弥十郎	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
$\vdash$	-	初船見分		山下八郎右衛門・奥田仁兵衛	船中にて酒出る
$\rightarrow$	-		加丁一正口座	田下八郎石闸门下央田口共用	
	_	朔望			渡辺周八宅にて碁会。塩惣など。
$\vdash$	-	道頓堀芝居見物		加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎	屋敷側の振舞
1	27	加作の振舞	住吉屋	加島屋作兵衛·同定八·同弥十郎	
1	29	芝居見物		塩谷惣十郎·同平蔵·同平兵衛·加定·加弥·山崎屋季之助	
2	1	朔望	屋敷	館入	碁会。直々茶屋へ行く。
2	5	初午·稲荷神事	屋敷	塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎・近江屋 東兵衛	
2	6	同上	屋敷→住吉屋	奥田仁兵衛·山下八郎右衛門·北国屋吉右衛門·大坂屋久左衛門·野村 八郎·吉文字屋久米蔵	
2	Q	<b>基</b> 会	塩惣宅	塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・加島屋弥十郎・山崎屋与七郎	
$\rightarrow$	_	加島屋へ時服下賜の祝儀		加島屋作兵衛・同弥十郎・広島屋八兵衛	
	_	加島産へ時服下場の代策 朔望	住市座 屋敷	加局産作共用・四弥丁郎・広局産八共開館入等	塩惣・山崎屋らと碁会
-	_	万度会		塩屋惣十郎·同平蔵·同平兵衛·加島屋弥十郎·山崎屋与七郎·鴻池庄	鴻新は喪中。冨田屋からは加島屋定八も
	-	Ala feet deal	## \d	兵衛·同太蔵	参加。
_	_	能観劇	難波→冨田屋		近江屋の振舞
2	_	舞楽見物	天王寺	室谷仁兵衛·播磨屋治郎助·播磨屋権之助·吉文字屋久米蔵	
2	24	賞与の祝儀	住吉屋	辰巳屋丈助·同長兵衛·広島屋八兵衛	辰巳屋両支配人へ扶持を下賜
3	3	淀の花見	あじろ屋	加島屋定八·鴻池幸八	
3	_	賞与の祝儀	住吉屋	室谷仁兵衛・播磨屋権之助・吉文字屋久米蔵	
3	_	鴻池・塩屋の振舞	わたや	選池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・同平兵衛・鴻池庄兵 衛・鴻池太蔵	わたや別邸猩々庵→わたや
3	12	船遊び	桜の宮	加島屋定八・同弥十郎	
_	-	京都出張	嵐山茶屋	村瀬栲亭・奥田仁左衛門・百足屋藤助	  嵐山→仁和寺→平野
	_	廻礼	風田木庄	打模特牙 英田口任用门 日足座隊助	奥田仁左衛門・山下惣左衛門宅にて酒出る
-	_		for the I	feli	英田仁左南口・田下忍左南口七にて旧山る
3	-	新羅宮参拝	伊賀屋	鍵屋五兵衛(大津館入)・山下惣左衛門	
		京都館入への接待	亀山	山下八郎右衛門·同重五郎·奥田仁左衛門·百足屋藤助·同利右衛門· 佐野道意·橋本玄哥·	佐野・橋本は宇治の茶師
	_	館入の招き		山下惣左衛門·奥田仁左衛門	
3	27	大坂·芝居見物			館入らの振舞
4	1	藩主、鷹の鶴拝領の祝儀	屋敷	両蔵元、館入一統	それより船遊び
4	6	酢屋利兵衛の招き	酢屋宅	酢屋利兵衛·同甚吉·同喜兵衛·山下平兵衛	芸子など呼ぶ
4		酢屋利兵衛を接待	富田屋	酢屋利兵衛・同喜兵衛	
4	_	近江屋の招き	高島屋	近江屋休兵衛·同三郎兵衛·同治郎兵衛	
	_	船遊び	わたや	鴻池新十郎·同清八·同幸八·塩屋惣十郎·同平蔵·同平兵衛·加島屋弥	
				十郎·鴻池太兵衛·山崎屋与七郎	Lude III Chr. 17400Thh.
	_	加島屋賞与の祝儀	わたや	加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎	加島屋作兵衛へ禄100石をあたえる
4	_	近江屋の招き	冨田屋別荘	近江屋休兵衛	妻女・娘も同席
4	24	芝居見物		鴻池新十郎·同清八·同幸八·塩屋惣十郎·同平藏·同平兵衛·山崎屋与 七郎·加島屋定八·同弥十郎	
4	28	酢屋利兵衛と酒席	あじろ屋	酢屋利兵衛·同甚吉·同仁兵衛	
4	29	大坂屋を接待	わたや	大坂屋宇兵衛(京都館入)	
5	_	朔望	あじろ屋	鴻池新十郎·塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋定八・同弥十郎・鴻池太蔵・山崎屋与七郎・同寿之助・雑賀屋七之助・広島屋八兵衛	
5	_	節句, 丕重	层邮		
5	_	節句·盃事	屋敷		Atelet English I see
5		米入札		鴻池新十郎·同清八·同幸八·塩屋惣十郎·同平蔵·同平兵衛·加島屋弥 十郎·吉文字屋久米蔵·山崎屋与七郎·播磨屋権之助·鴻池太蔵	住吉屋には、辰巳屋長兵衛・山七八郎右衛 門・炭屋次郎右衛門も参加
	_	辰巳屋支配人と酒席 碁会・船遊び	冨田屋	辰巳屋丈助·同長兵衛 鴻池庄兵衛·塩屋惣十郎·鴻池清八·鴻池新十郎·同幸八	
5	_	加島屋作兵衛振舞	加島屋の別荘	加島屋作兵衛・同定八・同弥十郎・広島屋八兵衛・雑賀屋七之助	加島屋作兵衛禄高拝領の祝儀。芸子4人。 船遊び。花火などあって一興。のち住吉屋 へ移動。
			1	両蔵元·加島屋支配人	
5	27	芝居見物		室谷仁兵衛·播磨屋権之助·吉文字屋久米蔵	ウ公社は任何の担保 がまだ
	_	芝居見物 室谷招き		至行し共用・1曲岩圧性と助・6 入十庄八小咸	室谷扶持拝領の祝儀。船遊び
6	13			加島屋作兵衛・同弥十郎・同孫市	全分扶付拝限の优穣。船遊び
6	13 17	室谷招き 船遊び	わたや	加島屋作兵衛·同弥十郎·同孫市	
6 6	13 17 25	室谷招き	わたやわたや	加島屋作兵衛・同弥十郎・同孫市 蔵元・館入ら 鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・鴻池 庄兵衛・山崎屋与七郎・加島屋弥十郎・鴻池太蔵・吉文字屋久米蔵・炭屋	鴻池新十郎は喪中
6 6 6	13 17 25 晦日	室谷招き 船遊び 天満宮祭礼 住吉社祭礼	わたや	加島屋作兵衛・同弥十郎・同孫市 蔵元・館入ら 鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・鴻池 庄兵衛・山崎屋与七郎・加島屋弥十郎・鴻池太蔵・吉文字屋久米蔵・炭屋 次郎右衛門	鴻池新十郎は喪中
6 6	13 17 25 晦日	室谷招き 船遊び 天満宮祭礼		加島屋作兵衛・同弥十郎・同孫市 蔵元・館入ら 鴻池新十郎・塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・塩屋平蔵・同平兵衛・鴻池 庄兵衛・山崎屋与七郎・加島屋弥十郎・鴻池太蔵・吉文字屋久米蔵・炭屋	鴻池新十郎は喪中

			I		
8	1	八朔	屋敷	鴻池新十郎·同清八·同幸八·塩屋惣十郎·同平蔵·同平兵衛·加島屋作	
				兵衛·同定八·同弥十郎·同孫市·山崎屋与七郎·同寿之助·鴻池庄兵衛·	
0	_	*****		同太藏·近江屋休兵衛·同三郎兵衛·同治兵衛·辰巳屋丈助・同長兵衛	West
8	9	芝居見物		鴻池新十郎・同清八・同幸八・塩屋惣十郎・同平蔵・加島屋弥十郎・同孫市・鴻池庄兵衛・同太蔵・山崎屋与七郎	追唄堀
8	11	近江屋へ御紋付を下賜	屋敷→わたや	近江屋休兵衛·同三郎兵衛·同治兵衛	
8	12	船遊び		三家支配人一同·鴻池庄兵衛	桜ノ宮
8	14	船遊び	わたや	鴻池新十郎·塩屋惣十郎·鴻池庄兵衛	桜ノ宮あたりで月見。のちわたやへ移動。
8	15	月見	加島屋別荘	加島屋定八·同孫市	
_	_	碁会	屋敷	鴻池新十郎・同幸八	のち茶屋へ移動
8	晦	能観劇	冨田屋	鴻池新十郎·同清八·幸八·塩屋惣十郎·同平藏·鴻池庄兵衛·同太蔵・	
	Н			加島屋孫市·加島屋弥十郎·山崎屋与七郎·同寿之助·広島屋八兵衛	
9	1	朔望	屋敷	館入ら	書院にて酒出す
9	2	室谷招き	わたや別荘	室谷仁兵衛、その家族・友人	和楽の合奏。のち本宅へ移動。
9	6	上京につき暇乞い	屋敷	高岡吉右衛門·山七八太郎·百足屋仁兵衛·鴻池清八·塩屋平蔵·同平兵衛·加島屋弥十郎·山崎屋与七郎·山下平兵衛·百足屋太右衛門·北国屋武右衛門	酒出す
9	7	上京	京都屋敷	山下惣左衛門·奥田仁左衛門·大坂屋宇助·奥田藤助·山下十五郎	酒出す
9	9	鎮守稲荷遷宮の祝儀	京都島原	山下惣左衛門·奥田仁左衛門·佐野道意·橋本玄哥·大坂屋宇兵衛·奥田 東助·利右衛門·山下重五郎	
9	11	京都館入に酒振舞う	屋敷	山下惣左衛門·奥田仁左衛門·大坂屋宇兵衛·奥田東助·山下重五郎	
-	_	茶詰見分	字治	山下惣左衛門・同重五郎・中西喜兵衛・奥田東助・橋本玄哥・佐野道意	
	_	大坂屋敷鎮守稲荷の神事			  「いつれも大酩酊  「惣おとりと相成
				鴻池庄兵衛·同太藏·加島屋孫市·同弥十郎·山崎屋与七郎·	銘々芸つくしなといたし候」
9	15	朔望	屋敷→住吉屋	高岡吉右衛門・山下八太郎・奥田仁兵衛・伊勢屋藤四郎・吉文字屋久米 蔵・播磨屋権之助・雑賀屋七之助・広島屋八兵衛	
9	19	三家の招き	道頓堀堺屋	鴻池·塩屋·加島屋三家	しっぽく料理
9	21	碁会	屋敷	鴻池新十郎·塩屋惣十郎	
9	23	地売銅値段の交渉	住吉屋	為川半十郎·野村某	
9	26	加島屋の振舞	住吉屋別荘	加島屋作兵衛·同孫市·同弥十郎	
9	29	芝居見物		鴻池·塩屋·加島屋三家一統	
10	1	朔望·碁会	屋敷→わたや	鴻池新十郎·同清八·同幸八·塩屋惣十郎·同平兵衛·鴻池庄兵衛·加島 屋弥十郎·山崎屋与七郎	
10	2	大坂屋宇兵衛を接待	住吉屋	大坂屋宇兵衛·同宇八	大坂屋は京都館入。宇八は支配人か。
_	-	芝居見物		辰巳屋丈助・同長兵衛	7 TO THE PART OF T
$\rightarrow$	_	菊花見物		加島屋定八	
_	_	朔望	わたや	塩屋惣十郎・鴻池清八・鴻池庄兵衛・塩屋平蔵・鴻池太蔵・鴻池新十郎・	基会ののち茶屋へ移動
10	-	,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	同幸八	AND OWNER DOWN
10	17	船遊び	冨田屋	加島屋定八	
10	20	庭園見物	住吉屋	室谷仁兵衛	
10	26	三家の招き	富田屋	鴻池新十郎·塩屋惣十郎・鴻池庄兵衛・同太蔵・鴻池清八・塩屋平蔵・同平兵衛・加島屋孫市・同弥十郎・山崎屋与七郎	芸子の舞を見る。「花々しき事ニ而いつれ も大ニ喜ひ候」。
11	1	朔望·碁会		塩屋惣十郎·同平兵衛·山崎屋与七郎	碁会ののち茶屋へ移動。
_	_	<u> </u>	あじる层	加島屋作兵衛・同孫市・同弥十郎	加島屋作兵衛よりからくり細工をもらう
	-	加局産採用状付和子の代表 朔望・碁会		鴻池新十郎・同幸八・塩屋惣十郎・同平兵衛・山崎屋与七郎・鴻池太蔵	MHPD/生計が用みりかりくり刷上でもりり
12	_	<del></del> 州 皇 ・ 春 云 中 嶋 棕 隠 と 酒 席	圧敗一わたヤ	週他刺 下助・同辛八・塩産窓下助・同千共用・山崎産子 こ助・週他 太殿 中嶋 棕隠	
_	_	中嶋伝隠と酒席 顔見世狂言見物		中時伝恩 塩屋惣十郎・鴻池清八・同幸八・加島屋孫市・同弥十郎・塩屋平蔵・同平	鴻油新士郎は不快につき会tm4+ず 芝見
				兵衛·加島屋定八·山崎屋与七郎·鴻池庄兵衛	後、冨田屋へ移動。
12	15	三家へ褒賞祝義	住吉屋	鴻池新十郎·塩屋惣十郎·加島屋作兵衛·鴻池清八·同幸八·塩屋平蔵・ 同平兵衛·加島屋孫市·同弥十郎·山崎屋与七郎·鴻池庄兵衛	
12	19	酒席	わたや	鴻池伊兵衛・鴻池庄兵衛・同太蔵・山崎屋与七郎	鴻池伊兵衛と初めて面会。またこの席で 升屋平右衛門と会う。
12	20	室谷を接待	高島屋	室谷仁兵衛	
	-	年忘の振舞	わたや	邁地新十郎·塩屋惣十郎·加島屋作兵衛·鴻池庄兵衛·同清八·同幸八· 塩屋平蔵,同平兵衛·加島屋孫市,同弥十郎,山崎屋与七郎,鴻池太蔵	浄瑠璃語・役者など呼ぶ
19	25	蔵仕舞	住吉屋	山下八兵衛・百足屋仁兵衛・炭屋次郎右衛門	
_	_	蔵仕舞	わたや	鴻池新十郎·塩屋惣十郎·鴻池庄兵衛·同清八·同幸八·塩屋平蔵·同平	
-		加島屋定八を接待	わたや	兵衛・かしまや孫市・同弥十郎・山崎屋与七郎・辰巳屋長兵衛・鴻池太蔵 加島屋定八	役者・角力など呼ぶ

「介川日記」89〔51〕(24)・同90〔52〕(24) より作成。